

第 8 地域生活支援

第8 地域生活支援

1 障がい者相談支援事業

専門の相談員が、障がい者（児）や、その家族が抱える日常生活における困りごとの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。

2 移動支援事業

屋外での移動に困難がある場合、障がい者（児）にヘルパーが同行し外出のための支援を行うサービスです。

(令和2年度)

実利用人数	延利用時間
100人	2,100時間

3 手話通訳者設置事業

昭和55年度から専任の手話通訳者を福祉事務所に配置しています。ろうあ者からの依頼に応え、各方面での意思伝達の援助を行っています。

(令和2年度、単位：件)

庁舎内	公的機関	医療機関	その他	計
1,395	38	518	110	2,061

4 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等が、公的機関を訪問する等手話通訳または要約筆記が必要になった場合、八戸市に登録されている手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(令和2年度、単位：件)

手話通訳	公的機関	医療機関	教育	その他	計
	10	190	2	60	282
要約筆記	公的機関	医療機関	教育	その他	計
	1	0	0	0	1

5 代読・代筆支援員派遣事業

視覚障がい者または知的障がい者、その他難病等の方で、郵便物等の文字の読み書きを行うことが困難な場合に、居宅に支援員を派遣し代読・代筆を行います。

■令和2年度… 1件

6 重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業

身体障がい者に対して、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付しています。

用具の価格に応じ定率一割負担と、所得に応じた月額負担上限額の設定があります。

（一定所得以上の場合には、支給対象外）

（令和2年度、単位：件）

種 目		身体障がい者 件数	身体障がい児 件数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	2	0
	特殊マット	3	0
	特殊尿器	0	0
	入浴担架	0	0
	体位変換器	0	0
	移動用リフト	1	0
	訓練椅子	0	0
	訓練用ベッド	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具	8	1
	便器	1	0
	手すり（便器に付けた場合のみ）	0	0
	頭部保護帽	6	11
	T字状・棒状のつえ	4	0
	移動・移乗支援用具	3	2
	特殊便器	0	0
	火災警報器	0	0
	自動消火器	0	0
	電磁調理器	0	0
	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0
	聴覚障がい者用屋内信号装置	1	0
在宅療養等支援用具	透析液加温器	4	0
	ネブライザー	2	1
	電気式たん吸引器	25	2
	酸素ボンベ運搬車	0	0
	視覚障がい者用音声式体温計	1	0
	視覚障がい者用体重計	1	0
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	0	0
	視覚障がい者用血圧計	3	0
人口鼻	46	0	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0
	情報・通信支援用具	3	0
	点字ディスプレイ	1	0
	点字器	0	0
	点字タイプライター	0	0
	ポータブルレコーダー（再生専用機）	4	0
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0
	視覚障がい者用拡大読書器	5	1
	視覚障がい者用時計	(触読) 0 (音声) 7	0 0
	聴覚障がい者用通信装置（FAX）	7	0
	聴覚障がい者用情報受信装置	0	0
	人工喉頭	4	0
	福祉電話（貸与）	0	0
	ファックス（貸与）	0	0
	視覚障がい児用ワープロ（共同）	0	0
	点字図書	2	0
	地上デジタル放送対応ラジオ	0	0
人工内耳用電池	6	0	
排泄管理支援用具	ストマ装具	5,374	4
	紙おむつ等（洗腸用具、サラシ他）	820	434
	収尿器	0	0
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	3	0
計		6,307	454

7 地域活動支援センター

自立支援および社会参加の促進を目的として、通所により、創作活動やレクリエーション、運動などのプログラム活動を行います。また、共有スペースでは仲間作りや日中自由に過ごす場を提供します。市にはI型の地域活動支援センターが、3か所設置されています。

■ I型・・・専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。また、市から相談支援事業の委託を受けています。

事業所名	住所	電話番号
地域生活支援センター 青明舎	田面木字赤坂 14-4	70-2088
障害者相談・活動支援センター ぴあみなと	廿三日町 18	44-4456
地域活動支援センター ハートステーション	小中野四丁目 1-60	46-5431

8 身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労及び社会参加等のために自らが所有し運転する自動車の操作装置等の一部を改造する場合、10万円を限度として経費の助成をします。

■令和2年度・・・ 4件 331,570円

9 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者が就労等のために普通免許を取得する場合、費用の2/3の額を、10万円を限度として助成します。

■令和2年度・・・ 6件 600,000円

10 訪問入浴サービス事業

歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者（児）に訪問入浴車を派遣します。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度の訪問入浴サービスを利用していたくことになります。

(令和2年度)

実利用人数	延利用人数	延利用回数
24人	240人	1,906回

11 日中一時支援事業

在宅で障がい者（児）を介護している家族が、急病や冠婚葬祭、休息等により介護ができなくなった場合や障がい児の放課後の活動の場を必要とする場合等に、施設において一時預かり（日帰り）を行うサービスです。

(令和2年度)

実利用人数	延利用時間
158人	19,414時間

1 2 身体障がい者巡回診査事業

身体に障がいのある方の障がい程度の判定、更生医療・補装具の要否判定等のための診断や、更生のための相談に応じ、巡回指導を通して身体障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。（青森県障害者相談センター及び医師等の協力を得ています。）

■実施日 令和2年10月9日(金)

■実施場所 福祉体育館

(令和2年度)

区分	実施回数	会場数	人員			診査						更生相談							
			一般	戦傷	児童	手帳交付		障がい名変更	等級変更	手帳返還	判定		医療	補装具	手帳	生活	年金	施設入所	その他
						要	否				更生医療	補装具							
肢体不自由	1	1	23	0	0	0	1	2	2	0	0	3	12	14	8	0	0	0	0

1 3 在宅重度身体障害者訪問診査事業

身体の障がいによって、日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者を、医師等が訪問して診査及び更生相談を行っています。

▽実施状況

(令和2年度)

実施日数(日)	対象者(人)	医師(人)	看護師(人)	保健師(人)	福祉事務所(人)
0	0	0	0	0	0

▽相談内容

(令和2年度、単位：件)

手帳交付	障害名変更	等級変更	補装具要否	その他
0	0	0	0	0

1 4 身体障がい者の福祉電話基本料金助成事業

外出困難な重度の身体障がい者のコミュニケーションと、緊急時の連絡方法の確保を目的に福祉電話を貸与しています。

毎月の電話使用料のうち、基本料金は市が負担し、通話料は使用者の負担となっています。また、電話移設費も市が負担します。

■令和2年度 対象者… 4人

1 5 重度心身障がい者タクシー料金助成事業

バス利用困難な重度心身障がい者に対し、タクシー料金の一部 600 円を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進しています。

■対象者 身体障がい者（児）：1 級、知的障がい者（児）：A

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付者数(人)	1,059	940	948
発行枚数(枚)	46,764	34,540	40,224

1 6 障がい者バス特別乗車証及びバス回数券交付事業

6歳以上の障がい者（身体障害者手帳4級以上及び愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）に社会参加の促進と生きがい増進のため、市営バス及び南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付しています。

また、市営バス・南部バスが運行していない地域については、十和田観光バス回数券を交付しています。

▽特別乗車証等の交付状況

（令和 2 年度、単位：人）

区 分	バ ス 特 別 乗 車 証	バ ス 回 数 券
身体障がい者	1,785	0
知的障がい者	1,045	0
精神障がい者	1,501	0

1 7 重度心身障がい者自家用車燃料費助成事業

バスやタクシーなど公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい者に対し、自家用車燃料費の一部（500円/月）を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進しています。

■対象者 身体障がい者（児）：1 級、知的障がい者（児）：A

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付者数(人)	155	249	308
発行枚数(枚)	767	2,050	3,065